

令和6年分扶養控除等（異動）申告書チェックリスト

1 対象職員

北海道教育委員会より給与の支払いを受けている者。

なお、会計年度任用職員(教職員事務課が所管する職員)については、北海道教育委員会が主たる給与の支払者である場合は提出が可能です。

2 提出書類

(1) 「令和6年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」

(2) 非居住者に係る添付書類

次のア～ウの親族が非居住者（＝国内に住所を有せず、かつ現在まで引き続いて1年以上国内に住所を有する者以外の者）である場合は、以下の書類を扶養控除等（異動）申告書に添付し提出してください。なお、外国語により作成されている場合には訳文も提出してください。

- | |
|--------------------------|
| ア 扶養控除又は障害者控除の適用を受ける扶養親族 |
| イ 源泉控除対象配偶者である配偶者 |
| ウ 障害者控除の適用を受ける同一生計配偶者 |

1 親族関係書類

次の1又は2のいずれかの書類で、居住者（扶養控除を受けようとする給与所得者）の親族であることを証するものをいいます。

- 1 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその親族の旅券（パスポート）の写し
- 2 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（その親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限り。）

2 留学ビザ等書類 (30歳以上70歳未満が対象)

外国政府又は外国の地方公共団体が発行した次の1又は2の書類で、その非居住者である親族が外国における留学の在留資格に相当する資格をもってその外国に在留することにより国内に住所及び居所を有しなくなった旨を証するものをいいます。

- 1 外国における査証（ビザ）に類する書類の写し
- 2 外国における在留カードに相当する書類の写し

3 確認ポイント

(1) 全職員に共通の項目

- 申告書右上の「所属名」、申告書左上の「所属コード」、「職員番号」の記載に漏れはありませんか。
- 「氏名」の上にフリガナは記載されていますか。
- 「生年月日」、「世帯主の氏名」、「あなたとの続柄」の記載漏れはありませんか。
また、配偶者の有無の欄は、必ずどちらかに○印を記入していますか。
- 「あなたの住所又は居所」に記載されているのは令和6年1月1日現在の住所ですか。
(この住所が令和6年に住民税が課税される市町村になります。)
- 申告書左上の「所轄税務署長等」欄下段の市町村名の記載が漏れていませんか。

(2) 該当する職員の項目

①「源泉控除対象配偶者」欄

- Aの「源泉控除対象配偶者」となるのは、所得が95万円（給与収入の場合は150万円）以下の方となります。これ以上の所得がある方は記載できません。また、配偶者の所得が95万円以下であっても、控除を受けようとする者の合計所得金額が900万円を越える場合も記載できません。

「令和6年中の所得の見積額」は、令和6年中の所得見込みを記載してください。

所得がない場合には空欄とせず、「0」と記載してください。

<配偶者の「所得の見積額が95万円以下」とは>

区分		収入金額	所得の見積額に記載する金額
給与所得だけの場合		150万円以下の人	収入金額 - 55万円
事業所得だけの場合			総収入 - 必要経費
公的年金等に係る 雑所得だけの場合	65歳以上（S35. 1. 1以前生）	205万円以下の人	収入金額 - 110万円
	65歳未満（S35. 1. 2以後生）	130万円以下の人	収入金額 - 60万円
		130万円以上 1,633,334円以下の人	収入金額 × 75% - 27.5万円

- 「氏名」の上にフリガナは記載されていますか。

- 国外居住の配偶者の場合は、「非居住者である親族」欄に☑を記載し、「非居住者に係る添付書類」を添付していますか。

②「扶養親族」欄

- Bの「扶養親族」欄は漏れなく記載していますか。

・職員と生計を一にする親族で、所得の見積額が48万円以下の方が扶養親族となります。

・生年月日を確認し「特定扶養親族」に該当する場合は✓を記載してください（H14.1.2生～H18.1.1生）。高校生に相当する年齢は原則として特定扶養親族とはなりませんので、注意してください。

・老人扶養親族(S30.1.1以前生)に該当する場合で、同居している場合は「同居老親等」に✓を、別居している場合は「その他」に✓を記載してください。

- 扶養親族となるのは、所得が48万円（給与収入の場合は103万円）以下の方となります。これ以上の所得がある方はたとえアルバイトであっても該当になりません。

「令和6年中の所得の見積額」は、令和6年中の所得見込額を記載してください。

所得がない場合には空欄とせず、「0」と記載してください。

- 扶養親族の所得が公的年金（国民年金、厚生年金、共済年金等）のみの場合は、雑所得となり次の金額を超える場合は扶養親族となることはできません。ただし、遺族年金及び障害年金は所得に含まれません。

<控除要件である「所得の見積額が48万円以下」とは>

区分		収入金額	所得の見積額に記載する金額
給与所得だけの場合		103万円以下の人	収入金額 - 55万円
事業所得だけの場合			総収入 - 必要経費
公的年金等に係る	65歳以上 (S35. 1. 1以前生)	158万円以下の人	収入金額 - 110万円
雑所得だけの場合	65歳未満 (S35. 1. 2以後生)	108万円以下の人	収入金額 - 60万円

- 「氏名」の上にフリガナは記載されていますか、また、続柄は「子」ではなく、「長男」「二女」等具体的に記載されていますか。
- 国外居住の扶養親族の場合は、「非居住者である親族」欄のうち該当する項目に✓を記載し、「親族関係書類」を添付していますか。加えて、留学に該当する場合は「留学ビザ等書類」を添付していますか。（「生計を一にする事実」欄は年末調整時に記載。）

③「障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生」欄

- Cの「障害者等」に該当する方は、申告書の裏面を参考に障害の状態等を記載してください。なお、特別障害者に該当するのは、「身体障害者手帳の1級又は2級」、「精神障害者保健福祉手帳1級」などです（詳細については、申告書の裏面をご覧ください。）。
- Cの「寡婦」、「ひとり親」、「勤労学生」は本人が該当する場合に✓を記載してください。また、勤労学生に該当する方は、申告書の裏面を参考に学校名等を記載してください。
- 年少扶養親族（16歳未満）で該当する方についても、記載しましたか。（年少扶養親族（16歳未満）の方は、Bの「扶養親族」欄へは記載しませんが、Cの「障害者等」欄の扶養親族には人数を加えてください。）。

④「住民税に関する事項」欄

- この欄には H21. 1. 2 以後に生まれた年少扶養親族を全て記載しなければなりません。 漏れがありませんか。
- 「氏名」の上にフリガナは記載されていますか、また、続柄は「子」ではなく、「長男」「二女」等具体的に記載されていますか。
- この欄における「令和6年中の所得の見積額」欄には、退職所得を除いた所得の見積額を記載します。退職所得を含めていませんか。
- 「退職所得を有する配偶者・扶養親族」欄に退職手当等（源泉徴収されるものに限る）の支払を受ける配偶者（申告者と生計を一にする配偶者で、令和6年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が133万円以下であるものに限る）又は扶養親族について記載していますか。